

育児・介護休業等に関する規則(見え消し版、溶け込み版)の修正について(令和4年8月24日付け)

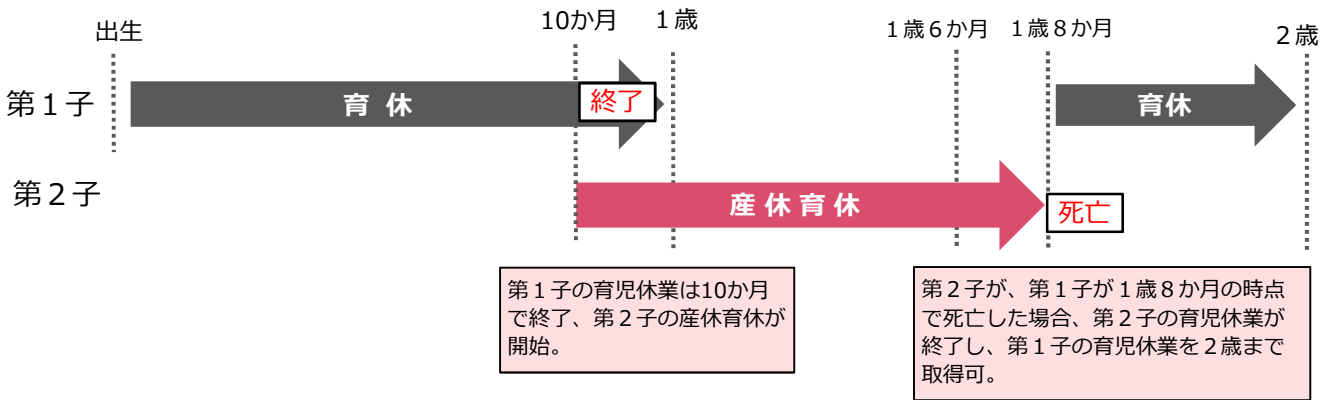
ページ	条項	修正前	修正後(現在ホームページに掲載しているもの)
2	第2条第5項	5 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第1項に基づく休業が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した従業員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。	修正無し
2	第2条第7項	7 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第4項又は第5項に基づく育児休業が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した従業員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。	7 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第1項、第4項又は第5項に基づく育児休業(再度の休業を含む)が終了し、又は介護休業が始まったことにより本条第4項又は第5項に基づく育児休業(再度の休業を含む)が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した従業員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

(修正の理由)

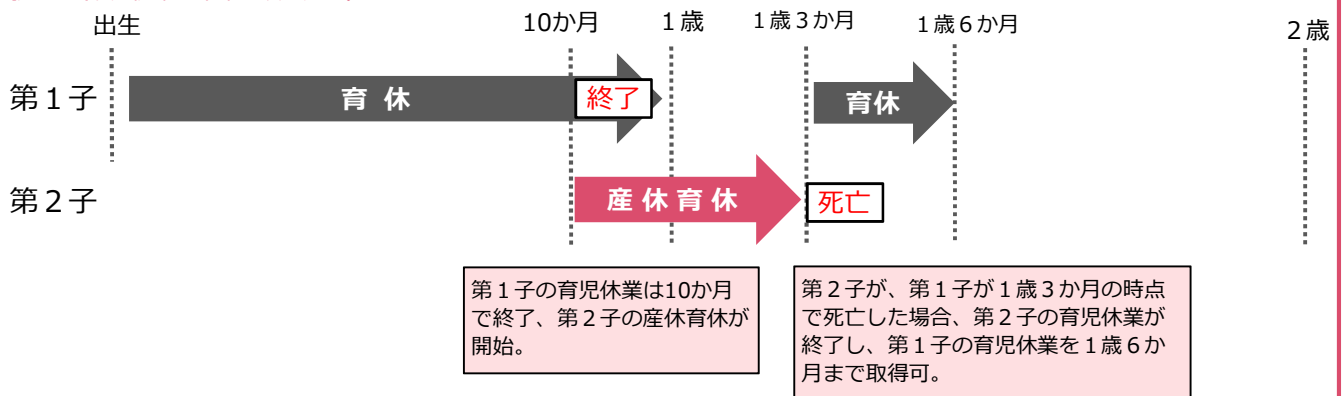
修正前の規定では、以下の例2及び例3には対応できるが、例1に対応できない。例1の事案も、育児・介護休業法及び施行規則に基づき取得対象になるため、今回の規定修正で対応可能となる。

なお、第一子の育児休業が介護休業開始により終了した場合は、最長で93日間のため、例1の様なケースは生じ得ない。

例1 (修正後の規定例第2条第7項に対応)



例2 (規定例第2条第5項に対応)



例3 (修正前後の規定例第2条第7項に対応)

